

日本獣医師会産業動物臨床部会
産業動物・家畜共済委員会
中小家畜動物臨床小委員会報告

中小家畜動物臨床の課題と対応

(中小家畜臨床専門獣医師の育成と臨床情報ネットワークの構築等)

平成 19 年 5 月

社団法人 日本獣医師会

目 次

- 1 中小家畜動物臨床の現状

- 2 中小家畜の生産・流通において望まれる動物医療の提供体制
 - (1) 社会の要請と畜産を巡る情勢

 - (2) 提供が望まれる動物医療

- 3 中小家畜診療に携わる専門獣医師の育成
 - (1) 専門獣医師育成の必要性

 - (2) 専門獣医師育成のための方策

- 4 今後の対応
 - (1) 中小家畜臨床のための情報ネットワークの構築

 - (2) 定期巡回診療体制の構築

 - (3) 中小家畜臨床に関する広報活動

－ 中小家畜動物臨床の課題と対応 －

(中小家畜臨床専門獣医師の育成と臨床情報ネットワークの構築等)

1 中小家畜動物臨床の現状

ア 豚、鶏などの中小家畜の生産現場においては、従来、飼料、製薬メーカー等によって動物医療が担われてきたという経緯がある。その結果、一部の生産者には「動物医療は無料で提供されるもの」、「獣医師は農家が必要とする薬を処方してくれればよい」という意識が定着するようになった。

しかし、先進的な生産者の中には、対価を支払っても HACCP 方式の導入など、高度な生産動物医療（生産性向上と生産物の安全のための適切な獣医学的アドバイス）を希望するという意識の変化が見られてきている。

イ 関連業者により提供される技術・情報は、抗体検査や病性鑑定結果が主体であり、検査結果を有効に生かせる具体的な情報を提供するまでには至っていないことから、大規模経営体は、生産性の向上と安定及び大規模集約生産の継続を目指す適正な動物医療技術など、具体的な情報を提供することのできる獣医師の存在を高く評価している。

ウ 中小家畜の専門獣医師についてみると、これまで養豚・養鶏部門においては、企業に勤務する獣医師（飼料メーカーや薬品メーカー）が主流であったが、近年有効な情報には対価を支払うとの考えが先進的な生産者に定着してきているためか、現在は豚や鳥を専門とする開業獣医師が主流となりつつある。しかし、活動を全国的に展開する専門獣医師が存在する一方で、地域で必要とされる獣医師は非常に少なく、またそれを育てる環境が乏しいのが現状であり、地域における専門獣医師の充実が課題となっている。

また、専門獣医師の活動は、動物用医薬品の適正使用、すなわち抗生物質の乱用の防止やこれに伴う薬剤耐性菌増加の防止などの実現につながり、家畜衛生、損耗防止、経営の安定化及び生産物の品質と安全性の確保に直結するため、生産者と消費者双方の立場からその活動の拡大と充実が望まれている。

特に、生産現場に対して総合的かつ専門的な動物医療を提供する管理獣医師の育成と供給、さらにその管理獣医師が担う技術の普及と定着に対する強

い要請があることから、早期実現に向けて、生産者への有益な情報の提供と、生産現場で目的とする成果の実現など、管理獣医師の社会的貢献度と意義を明確にすることにより、生産者全体の理解と認識を変えていく必要がある。

2 中小家畜の生産・流通において望まれる動物医療の提供体制

(1) 社会の要請と畜産を巡る情勢

現在、PRRS、PCV2 感染症、豚 E 型肝炎、高病原性鳥インフルエンザ等の発生は、畜産経営のみならず、国民生活にも影響を及ぼす重大な関心事となっている。一方、慢性疾病の浸潤は依然として生産効率に影響する要因として存在しており、これらの対応については、管理獣医師が地域行政と協力して行うことで社会的な安全と安心が確保されることになる。特に、管理獣医師による定期的な農場訪問、健康状態・生産性等の把握は、疾病の早期発見のために有効であり、専門的な生産現場を管理する基本として期待されている。

食の安全・安心、健康・環境衛生への社会的関心の高まりを受け、人と動物の共通感染症、食中毒原因菌についても、予防衛生管理の徹底と発生時の届け出の迅速化等の対応がさらに強化されている。また、日常的に実施すべき畜舎環境や畜産物のモニタリングとその指導体制については、家畜保健衛生所などの公的機関及び公正な第三者機関での検査システムを構築し、管理獣医師の協力の下で生産者を指導するなどの具体的実践体制の整備が求められている。

平成 15 年度に改正された食品衛生法では、新たに動物用医薬品、食品添加物及び農薬残留規制の国際基準である、ポジティブリスト制度が導入され、平成 18 年 5 月から、すべての動物用医薬品について定められた残留基準に適合しない食品の流通は原則的に禁止された。本制度の施行により、獣医師は生産者に対して、医薬品の用法・用量、休薬期間、使用禁止期間を適正に指導するとともに、要指示医薬品においては当該動物の診察に基づく動物用医薬品指示書の適正発行を履行し、医薬品の処方、流通、使用の法令遵守の徹底を図らなければならない。また獣医師は生産現場での食の安全・安心を確保するためにより一層専門的な知識を活用した指導に努めることが求められている。

(2) 提供が望まれる動物医療

中小家畜の専門獣医師には、以下の項目を含めた総合的な動物医療技術を提供することが望まれている。

ア 管理獣医師としての総合的な動物医療の提供

総合的な動物医療技術の提供にあたっては、生産者ニーズの把握と経営全体の掌握が不可欠である。動物医療の実践に際し生産者との連携、特に獣医師と生産者の間での目標の統一化は基本となる。また、管理獣医師が生産者の経営全体を掌握することができれば、適正な動物用医薬品の使用（動物用医薬品指示書の発行）にも繋がり、食品の安全性の向上に寄与することができる。

イ 生産性の維持・向上のための技術の提供と検証

生産性の維持と向上のための技術と情報は、飼養されている家畜群を対象に提供する必要がある。家畜群の生産管理記録をもとに、生産性を低下させる原因や要因を把握するとともに、臨床診断、病性鑑定並びに疫学調査などの科学的手法に基づいて、提供されなければならない。

なかでも、要望の高い生産性低下の一因となる潜在性疾患や流行性疾患の検出や予防対策については、農林水産省の定めた「家畜衛生飼養管理基準」に基づいて指導がなされるべきである。地域防疫の中で管理獣医師の果たすべき役割には、家畜群管理技術と情報の提供とともに定期的な訪問により提供した技術の実践状況の確認など、提供技術等の検証も含まれる。

ウ 病性鑑定、疫学的手法による疾病のコントロール

臨床診断、病性鑑定を基礎とする疾病のコントロールについては、家畜保健衛生所、地域生産者グループ及び管理獣医師を中心に、大学等の研究機関と協力して対応することが望ましい。

特に疾病発生要因と環境要因等との関連性を明確にするために、中長期的視野に立って臨床観察や疫学調査を適切に行い、早期に増悪因子を除去することが重要である。

エ 生産現場における生産物の安全性の確保

動物の生産物を食料とするにあたって、「生産から消費」(Farm to table)という全ての過程に獣医師が関連していることは明らかである。特に、生産現場で食料の安全性を確保することは最も重要であることから、管理獣医師は行政及び関係機関と協力して生産農場のHACPP方式導入を支援し、そ

の定着に尽力すべきである。直ちにHACCPを導入することが困難な生産現場においても、管理獣医師が定期的に訪問し、衛生管理について指導していれば、HACCP方式の導入がより容易となる。

オ 適正な個体診療に基づく情報提供

中小家畜への技術指導は家畜群を中心としたものになっているが、高い個体診療技術に基づいてのみ適切な診断と対策の構築が可能であることから、管理獣医師は生産現場の目的を達成させるため、個体診療技術を活用していく必要がある。

カ その他

管理獣医師は十分な知識と情報を持って経営指導あたり、日常的に生産者を支援し、社会的期待に応えなければならない。

3 中小家畜診療に携わる専門獣医師の育成

(1) 専門獣医師育成の必要性

ア 近年の国内の養豚・養鶏は偏在化が進み、養豚・養鶏密集地では、感染性疾病の常在化に起因する生産性の低下が深刻な状況にある。しかし、根本的な対策を構築する体制は乏しく、獣医師の個別対応にとどまっているのが現状である。

イ また、衛生対策上から複数の生産現場を一日に往診することは困難となり、地域の中小家畜動物臨床獣医師の活動が非効率化している。さらに、この分野において地域の核となる経験ある獣医師も少なく、高度な動物医療や技術情報の提供や効果確認を的確に行うことが困難な状況にある。

すなわち、中小家畜の頭羽数及び農場数に比して、これらに対応できる専門獣医師が極端に不足しており、適正な「家畜衛生飼養管理」のための技術及び情報を提供することができない状況にある。

ウ 行政と管理獣医師等が協力した日本型中小家畜診療体制をつくる第一歩として、中小家畜の臨床に携わる専門獣医師の育成システムを構築する必要がある。

エ 中小家畜に係る動物医療技術を研鑽、確立したうえで、広範で、緊急を要する診療、群管理並びに経営指導等に柔軟に対応可能な、地域で活動する専門獣医師を養成することが第一である。その専門獣医師を核として、行政機関、畜産団体等と連携を強化し、生産者への的確な情報提供、有事の際の早期対応等のための整備を図る必要がある。

(2) 専門獣医師育成のための方策

ア 中小家畜の臨床教育の必要性は高いものの、大学教育において中小家畜の臨床に特化した知識、技術を身につけることは、現状では非常に困難であり、すべての大学において中小家畜臨床教育のための人材、施設等を確保し、そのためのカリキュラムを設定することは現実的ではない。

イ これまで、中小家畜の臨床に従事している獣医師はそれぞれ個人の努力によって知識と技術を学んできた。しかし、今後の効率的な中小家畜の専門獣医師を育成するためには、「専門研修システム」の構築が必要である。獣医師会、大学、行政、研究機関及び畜産関係団体等の連携下に、学生、新卒獣医師及び関係獣医師に実習の場を提供し、生産現場との接点を強化した教育体制を作る必要がある。

ウ 以上のような中小家畜専門獣医師を育成するためのシステムと環境を整備したうえで、一定の研修を終了し、適正と認められた専門獣医師に対し「(仮称)中小家畜専門獣医師」の認定を行うなど、若手獣医師または関係獣医師に中小家畜の臨床技術研鑽のための動機付けを行うことが重要である。

4 今後の対応

(1) 中小家畜臨床のための情報ネットワークの構築

現在は、開業獣医師が個人の人脈等によるネットワークを構築しているものの、総合的な情報ネットワークはない。個人のネットワークには限界があり、行政、大学、畜産団体等が中心となって幅広い動物医療提供のための海外・日本全国・地域ネットワークを構築できる体制を整備していく必要がある。

また、管理獣医師は、生産者への指導に際し、総合的な情報ネットワークを基礎として、地域情報を駆使した飼養衛生管理情報の提供に努めなければ

ならない。

(2) 巡回・定期診療体制の構築

ア 日本型巡回・定期診療体制の構築の必要性

近年、「食の安全・安心」を確保するため、「家畜衛生飼養管理基準」や「ポジティブリスト制度」が施行され、獣医師は新たな業務の遂行に多くの時間を割かなければならなくなった。また、感染症の蔓延防止対策として複数の生産現場を同日に往診することを控えるようになってきているため、地域の専門獣医師の活動が非効率的になっている。

一方、生産現場では、製薬会社、ワクチン会社の社員が生産者を直接訪問して、動物用医薬品の使用法や、ワクチンの投与法を指導する事例が見受けられる等、管理獣医師の把握できない状況下で動物医薬品が流通している事実も散見されている。

しかし、中小家畜の専門獣医師が社会的な期待を裏切らないためには、①生産性向上のためのアドバイザー及び②畜産物の安全確保のインスペクターとしての二つの役割を果たさなければならない。

生産現場の衛生管理上の問題点を解決し、かつ適正な動物医薬品の使用指導を行うためには、専門獣医師が定期的に生産現場を巡回するシステムの構築が必要である。

イ 日本型定期巡回診療の内容、普及・定着のための方策

(ア) 定期巡回診療の普及・定着には、生産者の意識改革が必要である。安全な生産物を提供するという視点を第一とする啓蒙が重要である。定期的な専門獣医師の巡回診療が経営に役立という実績を示すことが、十分な理解につながることから、行政指導の下で獣医師会と生産者団体が連携し、定期巡回診療を推進する必要がある。

(イ) 定期巡回診療の重要3項目

以下の3項目を実践することが普及・定着につながるものとする。

a 家畜衛生管理基準の遵守

生産性の維持・向上のため、衛生管理状況を把握し、生産状況等を確認して必要な指導を行うこと

b ポジティブリスト制度の遵守

動物用医薬品の適正使用の観点から、1農場1名（又は1診療所）の専任獣医師を置き、当該生産現場における要指示医薬品等の使用に

当っては、専任獣医師を通じて動物医薬品指示書の発行を行うこと

(注：デンマークでは、動物用医薬品の処方を行う獣医師を1農場1名と定めており、その結果、動物用医薬品の適正使用が確保されるようになっている。)

- c HACCP方式の導入支援や指導
畜産物の安全性の認証に協力すること

(ウ) 定期巡回診療により、生産者と専門獣医師による生産成績の確認と評価が行われ、生産現場における衛生管理と動物用医薬品の使用が生産の向上と生産物の安全性に及ぼした効果の評価が可能となる。

疾病の早期発見と予防が生産性の維持と向上のために役立ったか、疾病管理法及び飼養管理法が消費者に安全性を提供するのに十分であったかななどの情報を得る等、生産者にとって定期巡回診療は、次の生産につながる対応として欠かせないものとなる。

(3) 中小家畜臨床に関する広報活動

ア 生産者への広報

中小家畜の専門獣医師が関与することによって経営の総合的なアドバイスが得られること、専門獣医師が積極的に管理に加わることによって、安全性の確保という社会的な要請に応えながら生産性を維持・向上させることが可能になることなどを十分に説明することが必要である。

具体的な普及啓発のためには、生産者団体の協力を得て、生産者向けの雑誌や地域の講習会・勉強会等で情報提供を行うことも一つの手段である。

イ 消費者への広報

獣医師が中小家畜の生産・流通に関与することによって、畜産物の安全・安心が向上することを広報する必要がある。特に、生産現場での専門獣医師の具体的活動に焦点を当て、安心感の醸成に努めることが必要である。

ウ 獣医師への広報

日本獣医師会が日本獣医師会雑誌、ホームページ等を通じて、中小家畜動物臨床の現状を広報し、獣医師自体が問題意識を持つことが重要である。

特に、関係機関（行政及び畜産団体等）の視点を現実的な対応に向け早期に中小家畜に係る専門獣医師対策を構築するための説明と広報が必要である。

中小家畜動物臨床小委員委員

- 委員長 横尾 彰 社団法人 日本獣医師会理事
(産業動物臨床副部会長)
- 麻生 哲 産業動物臨床部会産業動物・家畜共済委員会委員
(社団法人 大分県獣医師会会長)
- 大井 宗孝 日本養豚開業獣医師協会理事
- 酒井 淳一 産業動物臨床部会産業動物・家畜共済委員会委員
(山形県農業共済組合連合会第二事業部部長)
- 坂井 利夫 有限会社坂井利夫家禽・家畜診療所代表取締役
- 佐藤 優 株式会社秋田中央鶏病研究所代表取締役
- 渡辺 一夫 株式会社ピグレッツ代表取締役